

## 入居者生活保証制度運用規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）が運営する入居者生活保証制度（以下「本制度」という。）について、入居者生活保証制度業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、運用方法を定めることを目的とする。

### (拠出金の納入)

第2条 会員が拠出金の納入を行う際は、振込手数料を負担して所定の銀行口座に振り込むものとする。

2 会員が、前項の口座とは異なる当協会の口座に振り込んだ場合は、振込手数料を減じた上で当該拠出金を返還するものとする。

### (拠出金の返還特例)

第3条 本制度に登録された入居者の保証終了が、次の各号のすべてに該当する場合は、業務方法書第12条の規定にかかわらず、本協会は、当該保証に係る拠出金を返還するものとする。

(1) 入居契約に定める起算日（注1）から解約及び死亡による契約の終了が3月以内であること。ただし、前払金の返還に関し、老人福祉法及び同施行規則の規定に沿った返還を行っていること。

(2) 入居者等へ前払金の返還をした日（注2）から起算して14日以内に、本手続に要する書類が本協会に提出されたこと。

(3) 入居者等への前払金返還が、入居契約の解約及び死亡による契約の終了から6月以内であること。

2 本協会は、前項の場合、当該返還に要する振込手数料等の事務費用、及び本協会が報告を受けた月まで負担した保険料実費（以下、事務費用及び保険料実費を併せて「事務費用等」という。）を減じた上で、速やかに拠出金を会員に返還するものとする。ただし、業務方法書第24条第2項（1）ただし書又は同条第4項各号に規定するいずれかの場合（以下本項において「移り住み等の場合」という。）に該当するときにおける当初の入居契約の解約・終了が、前項（1）本文に該当する場合は、当該保証に係る拠出金は、移り住み等の場合において効力が存続することとなった保証制度の保証のための拠出金に充当する。

3 一室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方の入居契約につき本条第1項に該当する場合、前項の規定をその者に対して適用し、本協会はその者に係る拠出金を返還する。なお、一方の入居契約が解約・終了した時点以降に他方の入居者にあらたに適用となる保証金額（その保証金額が変更しない場合も含む）に該当する拠出金（注3）

が、他方の入居者の当初の拋出金を上回る場合は、その拋出金の差額を会員は本協会に支払うこととする。他方の入居者の当初の拋出金があらたな拋出金を上回っている場合は、本協会は会員へその拋出金の差額を返還しない。

(注1)

業務方法書第24条第2項(1)ただし書及び同条第4項に該当した場合は、第1項(1)の「入居契約に定める起算日」は、「当初の入居契約に定める起算日」と読み替える

(注2)

前払金の返還が生じない場合、第1項(2)の「前払金の返還をした日」は、「入居契約の解約及び死亡により契約が終了した日」と読み替える

(注3)

拋出金の額は業務方法書別表に定めるとおりとする(以下同じ)。なお拋出金の算出にあたり、一方の入居契約が解約・終了した時点の他方の入居者の満年齢を基準とする

(3人以上の入居者が同居する場合の取扱い)

第4条 3人以上の入居者が同居する場合の拋出金の額につき、満年齢が低い方の入居者より、保証金額が高い方から順に適用して算出する。

2 同居する入居者の1人が他より先に入居契約を解約・終了した場合、残りの入居者の保証金額は以下のとおりとする。

(1) 先に入居契約が解約・終了した者の保証金額が、残りの者のいずれかの保証金額より高い場合は、残りの者のうち最も保証金額が低い者の保証金額のみが、先に入居契約が解約・終了した者の保証金額まで増額される。この場合において、最も保証金額が低い者が複数いる場合は、それらの者と会員で協議し、合意により決せられた者1名の保証金額を同じく増額する。

(2) 先に入居契約が解約・終了した者の保証金額が、残りの者の保証金額より低い場合は、残りの者の保証金額はいずれも増額はなされない。

3 先に入居契約が解約・終了した者に係わる入居契約につき第3条第1項に該当する場合、同条第2項の規定をその者に対して適用し、本協会はその者に係わる拋出金を返還する。なお、残りの入居者に関してあらたな保証金額(保証金額が変更しない場合も含む)に基づきあらためて算出した拋出金(注)の合計額が、残りの入居者の当初の拋出金の合計額を上回る場合は、その拋出金の差額を会員は本協会に支払うこととする。残りの入居者の当初の拋出金合計額があらたな拋出金合計額を上回っている場合は、本協会は会員へその拋出金の差額を返還しない。

(注)

拋出金の算出にあたり、入居契約が解約・終了した時点の、残りの入居者の満年齢を基準とする

(前払金の額の変更)

第5条 次の各号に該当する場合は、保証金額を保証の途中で増額出来るものとする(以下、かかる増額がされる前の保証金額を「増額前の保証金」という。)(注1)(注3)。(2)の場合においては、入居契約時に会員が受領した前払金と追加で受領する前払金それぞれの合計額を、業務方法書別表記載前払金のあらたな金額とする。

(1) 入居契約時に前払金を会員が受領し本制度の保証が開始された後に、入居契約を一旦解約・終了し再度終了日までに新たな入居契約を締結して月払い以外の前払金の額が当初入居時より増額した場合

(2) 月払い以外の前払金を当初の入居契約に基づき会員が追加金額にて受領する場合  
2 前項の場合、増額したあらたな前払金に該当する拠出金につき、あらたな入居契約を締結した時点、もしくは追加前払金を会員が受領した時点における入居者の満年齢に応じた額とし、当初の拠出金(注2)(注4)を上回る場合はその差額を会員は本協会に支払うこととする。

3 前項において当初の拠出金(注2)(注4)があらたな拠出金を上回っている場合は、本協会は会員へ差額の拠出金を返還しない。

4 会員が第1項各号のいずれかに該当し、本協会に対して第2項の差額を支払った場合において、事後に第3条第1項に該当したとき(ただし、この場合において、第1項(1)については、第3条第1項(1)の「入居契約に定める起算日」を、「新たに締結した入居契約に定める起算日」と読み替えるものとし、第1項(2)については、第3条第1項(1)の「入居契約に定める起算日」を、「入居者が条件変更後の入居契約が予定する居室に移り住み、かつ、条件変更後の入居契約が効力を生じることとなった日(ただし、他の居室への移り住みを伴わない条件変更の場合には、条件変更後の入居契約が効力を生じることとなった日とする。)」と読み替えるものとする。)は、同条第2項の規定はその差額に係る拠出金に対して、増額前の保証金に係る拠出金と区別して適用する。なお、念のため付言すると、保証金額増額後の入居契約の解約又は死亡による契約の終了が当初の入居契約に定める起算日から3月以内に生じた場合は、本協会が受領した拠出金の総額に対して同条第2項の規定を適用する。

(注1)

業務方法書「2人の入居者が同居する場合の保証金額に関する特則」に該当し、その後他方の入居者の前払金の額が増額する場合も含む

(注2)

(注1)に該当する場合の「当初の拠出金」は、「増額された他方の入居者の保証金額に該当する、増額された時点の他方の入居者の満年齢に応じた拠出金」と読み替える

(注3)

本規程第4条第2項(1)に該当し保証金額が増額された残りの入居者の前払金の額が、その後増額する場合も含む

(注4)

(注3)に該当する場合の「当初の拠出金」は、「本規程第4条第2項(1)に該当し増額された保証金額に該当する、増額された時点の満年齢に応じた拠出金」と読み替える

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 本規程は、平成19年4月26日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成19年8月24日より施行する。
- 3 本規程の改正は、平成24年10月17日より施行する。
- 4 本規程の改正は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 5 本規程の改正は、平成29年11月15日以降に入居追加契約を締結した本制度の保証について適用とし、同日より施行する。
- 6 本規程の改正は、平成30年12月13日より施行する。
- 7 本規程の改正は、2020年5月19日より施行する。